令和3年3月26日

岩手県公安委員会

委員長 高 橋 真 裕

岩手県公安委員会規則第3号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則(昭和49年岩手県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

为于宗言宗和献风则(归加49千石于宗云女安貞云风则第2万) 改正前	改正後	
(総務課)	(総務課)	
第3条 総務課においては、次の事務をつかさどる。	第3条 総務課においては、次の事務をつかさどる。	
(1)~(4) [略]	(1)~(4) 「略]	
(5) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に	(1) (1) [41]	
関すること。		
(6) [略]	(5) [略]	
(警務課)	(警務課)	
第4条 警務課においては、次の事務をつかさどる。	第4条 警務課においては、次の事務をつかさどる。	
(1) 警察職員(以下「職員」という。)の人事に関するこ		
٤.		
(2) 組織及び定員に関すること。	 (2) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に	
	関すること。	
	(3) 警察行政に係る国際協力に関する企画、調査及び総合	
	調整に関すること。	
<u>(3)</u> [略]	<u>(4)</u> [略]	
<u>(4)</u> [略]	<u>(5)</u> [略]	
	(6) 組織及び定員に関すること。	
<u>(5)</u> [略]	<u>(7)</u> [略]	
(6) 職員の募集及び試験に関すること。		
<u>(7)</u> [略]	<u>(8)</u> [略]	
(8) 警察関係一般社団法人及び警察関係一般財団法人に係	<u>(9)</u> 警察職員(以下「職員」という。)の人事に関するこ	
る事務の総合調整に関すること。	と。	
<u>(9)</u> [略]	<u>(10)</u> [略]	
	(11) 職員の募集及び試験に関すること。	
	<u>(12) 警察装備に関すること。</u>	
	<u>(13) 警察用車両の整備に関すること。</u>	
	<u>(14) 警察官の服制に関すること。</u>	
<u>(10)</u> [略]	<u>(15)</u> [略]	
<u>(11)</u> [略]	<u>(16)</u> [略]	
<u>(12)</u> [略]	<u>(17)</u> [略]	
<u>(13) 警察装備に関すること。</u>		
<u>(14) 警察官の服制に関すること。</u>		
<u>(15) 留置施設に関すること。</u>		

- (16) 警察用車両の整備に関すること。
- (17) 「略]
- (18) 警察行政に係る国際協力に関する企画、調査及び総合 調整に関すること。
- (19) [略]

(情報管理課)

- 第8条の2 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) [略]
 - (2) 犯罪捜査及び家出人の照会に関すること。
 - $(3)\sim(6)$ [略]

(生活安全部の分課)

第9条 生活安全部に、次の6課を置く。

「略]

少年課

「略]

(生活安全企画課)

- 第10条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。
 - $(1)\sim(3)$ [略]
 - (4) 酩酊者<u>家出人</u>、迷い子その他応急の救護を要する者 の保護に関すること。
 - (5) [略]
 - (6) ストーカー行為等の防止及び取締りに関すること。
 - (7) 配偶者からの暴力の防止及び取締りに関すること。

- (8) [略]
- (9) 公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例 (平成11年岩手県条例第78号) の施行(生活環境課の所掌 に属するものを除く。) に関すること。

(18) [略]

(19) 「略]

(情報管理課)

- 第8条の2 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) [略]
 - (2) 犯罪捜査及び行方不明者の照会に関すること。
 - $(3)\sim(6)$ [略]

(生活安全部の分課)

第9条 生活安全部に、次の6課を置く。

「略]

人身安全少年課

「略]

(生活安全企画課)

- 第10条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。
 - $(1)\sim(3)$ [略]
 - (4) 酩酊者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。
 - (5) [略]
 - (6) <u>古物営業法(昭和24年法律第108号)の施行</u>に関する こと。
 - (7) <u>質屋営業法(昭和25年法律第158号)の施行</u>に関する こと。
 - (8) 警備業法(昭和47年法律第117号)の施行に関すること。
 - (9) 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第 60号)の施行に関すること。

(10) [略]

- (11) <u>銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)及び</u> 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の施行(組織犯罪 対策課の所掌に属するものを除く。)並びに高圧ガスその 他の危険物の取締りに関すること。
- (12) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号)の規定による核燃料物質等 (以下「核燃料物質等」という。)、放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)の規定による放射性同位元素等(以下「放射性同位元素等」という。)、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成7年法律第65号)の規定による特定物質(以下「特定物質

(10) 「略]

(11) [略]

(少年課)

第12条 少年課においては、次の事務をつかさどる。

<u>(1)</u> [略]

(2) [略]

(3) 少年事件の捜査及び調査に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) 少年補導及び少年相談に関すること。

(7) [略]

(生活環境課)

第13条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 古物営業法(昭和24年法律第108号)の施行に関する こと。
- (2) 質屋営業法 (昭和25年法律第158号) の施行に関する こと。
- (3) 警備業法(昭和47年法律第117号)の施行に関すること。
- (4) 探偵業の業務の適正化に関する法律(平成18年法律第 60号)の施行に関すること。
- (5) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)及び 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の施行(組織犯罪

」という。)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定による 特定病原体等(以下「特定病原体等」という。)の運搬届 の受理等に関すること(警備課の所掌に属するものを除く

(13) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の施行に関すること(人身安全少年課の所掌に属するものを除く。)。

<u>(14)</u> [略]

(15) [略]

(人身安全少年課)

- 第12条 人身安全少年課においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 行方不明者発見活動に関すること。
 - (2) ストーカー行為等の防止及び取締りに関すること。
 - (3) 配偶者からの暴力の防止及び取締りに関すること。
 - (4) 児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止に関すること。
 - (5) 公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例 (平成11年岩手県条例第78号) の施行に関すること(生活 環境課の所掌に属するものを除く。)。

(6) [略]

<u>(7)</u> [略]

(8) 少年補導及び少年相談に関すること。

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) 少年事件の捜査及び調査に関すること。

(生活環境課)

第13条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

対策課の所掌に属するものを除く。) 並びに高圧ガスその 他の危険物の取締りに関すること。

- (6) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法 律(昭和32年法律第166号)の規定による核燃料物質等(以下「核燃料物質等」という。)、放射性同位元素等の規 制に関する法律(昭和32年法律第167号)の規定による放 射性同位元素等(以下「放射性同位元素等」という。) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成 7年法律第65号)の規定による特定物質(以下「特定物質 」という。) 及び感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定による 特定病原体等(以下「特定病原体等」という。)の運搬届 の受理等に関すること (警備課の所掌に属するものを除く 。)。
- <u>(7)</u> [略]
- (8) [略]
- (9) [略]
- (10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の施行に関すること(少年課の所 掌に属するものを除く。)。
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]
- <u>(14)</u> [略]
- (15)「略]

(課の内部組織)

第31条 警察本部(以下「本部」という。)の課の内部組織と│第31条 警察本部(以下「本部」という。)の課の内部組織と して、次の表に掲げる組織を置く。

課	内部組織
総務課	公安委員会補佐室 取調べ監督業務推進室
警務課	企画室 自動車整備工場
[略]	
生活安全企	安全・安心まちづくり推進室 特殊詐欺対策
画課	室 人身安全対策室
[略]	
少年課	[略]
[略]	
F	•

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

<u>(1)</u> [略]

(2) [略]

(3) [略]

<u>(4)</u> [略]

<u>(5)</u> [略]

(6) [略]

<u>(7)</u> [略]

(8) [略]

(課の内部組織)

して、次の表に掲げる組織を置く。

課	内部組織
総務課	公安委員会補佐室
警務課	取調べ監督室 企画室 自動車整備工場
[略]	
生活安全企	安全・安心まちづくり推進室 特殊詐欺対策
画課	室
[略]	
人身安全少	[略]
年課	
「略]	
E. H.	

[略]

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。